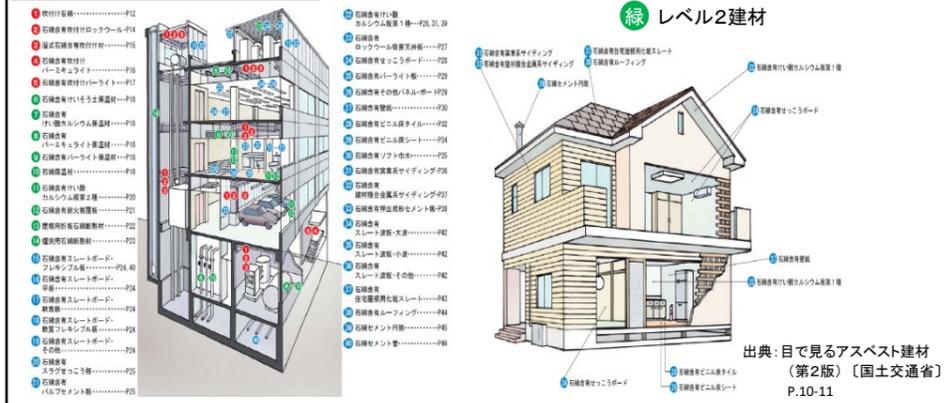


改正大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等による建築物、工作物の解体、改造、補修工事に係る法定義務の概要

赤字、黄字：令和2年改正により追加又は変更された事項  
令和3年4月1日から施行（一部を除く。）

石綿含有建材の使用例（建築物）



規制対象建築物：すべての建築物

例）一戸建て・集合住宅、事務所、工場、店舗、学校その他公共施設、旅館・ホテル等。ガス、電気の供給や、給水、暖冷房、排煙、汚水処理の設備等の建築設備を含むもの

規制対象工作物：建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものすべて

例）煙突、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、ボイラー、エレベーター、発電（非常用含む。）設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等

※上記のほか石綿障害予防規則では船舶も規制の対象

※山形市内の工事にあっては、“県”を“山形市”と読み替える。

各段階における法定義務（各主体が実施しなければならないこと）

発注者

- 事前調査への協力
- 石綿の有無に関する情報を元請業者へ提供  
( 元請業者等の建築物等への入場許可)
- 石綿含有建材の除去等工事に係る配慮  
(工事の費用(契約金額)、工期、作業の方法)
- 現場での写真撮影の許可等記録に係る配慮  
( 事前調査結果の説明書の受け取り)
- 付近住民等とのリスクコミュニケーション

元請業者

- 事前調査の実施（建築物・・・建築物石綿含有建材調査者等に限る（令和5年10月1日～））
  - 書面調査 +  目視調査（現地調査） →  分析調査  
左記調査で判明しない場合。
  - 事前調査結果の記録の作成・保存（3年間）（石綿含有建材とみなす場合を除く。）
  - 発注者に事前調査結果を書面で説明。説明書の写しを保存（3年間）
  - 事前調査結果を県・労働基準監督署に報告（令和4年4月1日～）
  - 作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）
  - 下請負人への作業方法等の説明・指導
  - 事前調査結果の掲示（A3版以上の大きさ）

【県・労働基準監督署への報告対象工事（令和4年4月1日～）】

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上であるもの。
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金（消費税を含む。）の合計が100万円以上であるもの。
- ③ 工作物（環境大臣が定めるものに限る。）の解体、改造、補修作業を伴う工事であって、当該作業の請負代金（消費税を含む。）の合計が100万円以上であるもの。

※事前調査が不要な作業

令和2年8月4日付け基発 0804 第6号厚生労働省基準局長通知による。（例：釘打ち等軽微な作業、既存塗装の上塗り作業、国交省等により確認された石綿不使用工作物の解体等作業）

□その他（解体等工事においてよく適用される他法令による規制（概要））

土壌汚染対策法：解体等工事の面積（盛土及び切土）が300m<sup>2</sup>（有害物質使用特定事業場の場合900m<sup>2</sup>）以上の場合、発注者等は工事着手日の30日前までに県に届け出なければならない。  
フロン排出抑制法：元請業者は、工事施工前にあらかじめ業務用冷凍空調機器の有無について確認し、その結果の説明書を発注者に提出しなければならない。

発注者

- 県に特定粉じん排出等作業の実施を届出  
(届出先：各総合支庁環境課)
- ※特定粉じん排出等作業：石綿含有建材が使用されている建築物等の解体等作業

元請業者

- 労働基準監督署に解体等工事の計画を届出  
(届出先：所轄労働基準監督署)
- ※レベル1建材に係る工事だけでなく、レベル2建材に係る工事も計画の届出が必要

元請業者（下請負人も作業基準を遵守すること）

- 作業基準等の遵守・記録の作成

【共通事項】

- ・事前調査結果の現場備え付け
- ・石綿作業場（特定粉じん排出等作業）の掲示
- ・石綿作業主任者の選任・職務実施
- ・作業者に対する特別教育の実施
- ・マスク、保護衣等の使用
- ・関係者以外の立入禁止表示
- ・作業実施状況の写真等による記録作成
- ・作業者ごとの作業の記録
- ・作業者に対する石綿健康診断の実施
- ・作業後の床等の清掃・シート等の梱包等処理

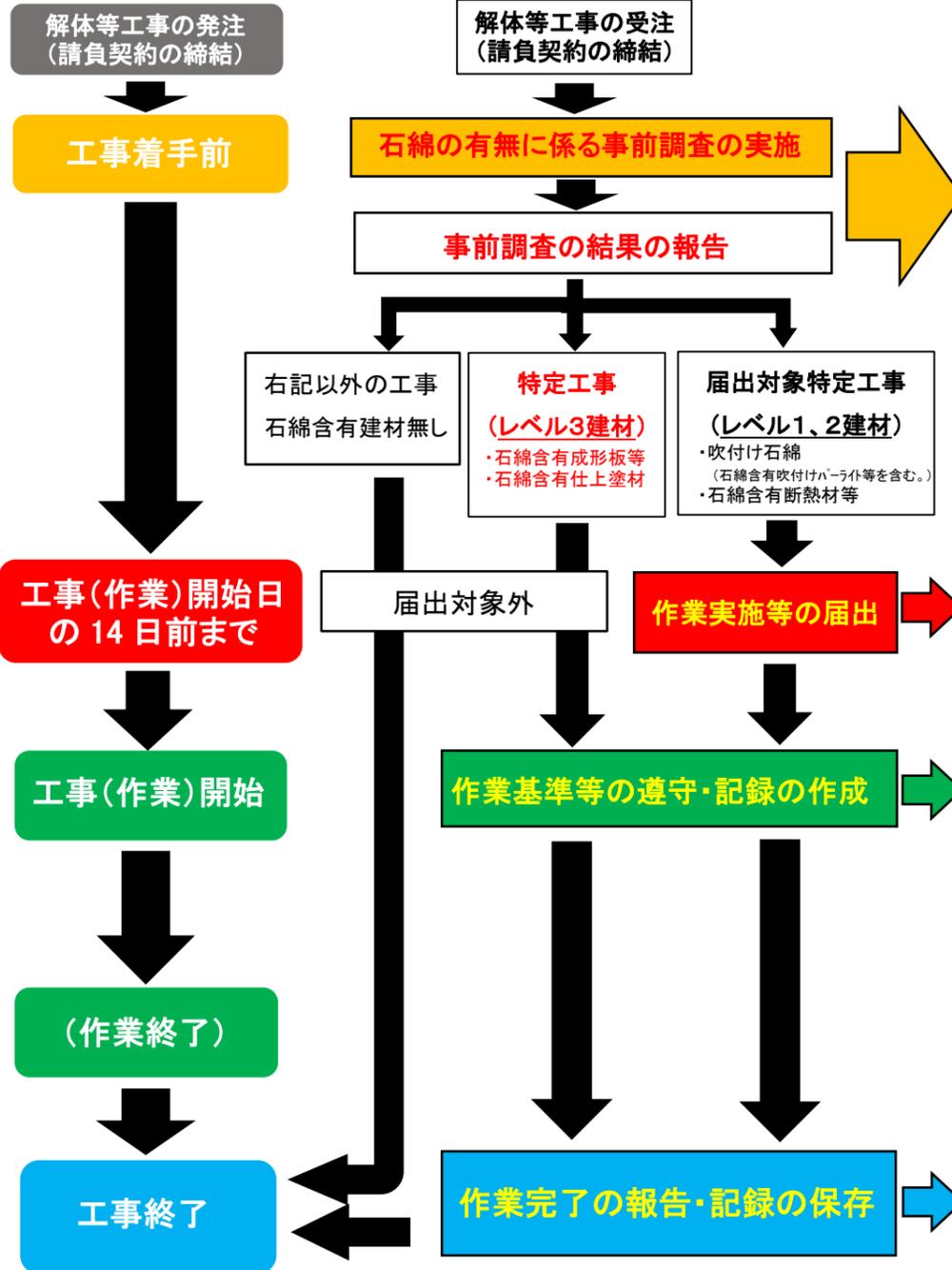
・作業後（隔離養生した場合は解除前）、現場の石綿作業主任者等による石綿の取り残しが無いことの見視確認

発注者

- 作業完了の報告書の受け取り
- 県に作業完了を報告（レベル1、2建材に係るもの。本県の運用）

元請業者

- 発注者に作業完了を書面で報告
- 作業者ごとの作業記録の保存（40年間）
- 作業記録・報告書（写し）の保存（3年間）



※自主施工者の場合、発注者と元請業者の両方の義務（両者間のやり取り（結果報告、作業完了報告）等を除く。）を履行する必要があります。